



令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年度 監査委員事務局の運営方針

監査委員事務局長 清水 健二

令和 7 年度の監査委員事務局の運営方針を以下のとおり定めましたので、各自の目標を設定し、本年度業務を遂行してください。

1 監査委員が行うとされている監査・検査・審査の目的について

法令に定められた権限により、市の収入支出の決算をはじめ各種の監査・検査・審査（以下「監査等」と言います。）を行い、財務会計の事務執行及び事業の合规性、正確性はもとより経済性、効率性、有効性の観点から監査等を行うことにより、財政・行政運営の適正化を検証し、その健全性・透明性の維持向上を図ることにより、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査調査事務等について

- ① 令和 7 年度の国分寺市監査計画に基づき監査事務に遅滞のなきよう各種監査等を行うこと。1 の目的にあるように法令に定められた職責の重大性及び本市の財政状況等を鑑み、国分寺市監査基準（令和 2 年監査告示第 1 号）に従って、正確かつ効果的に監査等を実施できるよう監査委員の補助職員として事務執行にあたること。

- ② 各種監査調査事務の目標設定については、監査の着眼点等に照らし適正に設定すること。
- ③ 地方公営企業法が適用された下水道事業会計の例月出納検査及び地方公営企業法第 30 条第 2 項に基づく公営企業会計の決算審査を適正に実施すること。
- ④ 監査委員が監査等を行っていく上での資料作成は、補助職員としてそれぞれの事務事業が法令等に準拠しているか、予算の執行が適切であるか等を調査し、分かりやすい資料を作成すること。
- ⑤ 自治行政の基本原則である最少の経費で最大の効果をあげているか、それぞれの事務事業の目的に沿った事業が行われているかを調査し、適切に監査委員に報告すること。

3 監査委員事務局の執務体制・事務執行について

- ① 監査委員事務局の職員体制は 3 名と少数のため、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、各種調査事務は限られた時間の中で効率的かつ効果的に行うとともに、迅速性・正確性をもって事務を遂行すること。
- ② 局長・係長・主任としての責務はあるが、それぞれの調査事務担当は個々に割り当てられるため、お互いに報告・連絡・相談等を円滑に行い、情報共有を十分に図ること。
- ③ 監査という職務から事務執行において誤りは許されないことを念頭におき、個人においても組織においても十分にチェックを行い、業務遂行に万全を期すこと。
- ④ 事務執行にあたっては、一つ上の視点で、一歩先を見据えて、あらゆる想定の中で準備に万全を期すこと。
- ⑤ デジタル技術の活用により効率化できる業務はないかという視点を持

ち、他市との情報交換及び情報収集を積極的に行うこと。また、デジタル技術を駆使するための知識・能力の向上に努めること。

- ⑥ 分かりやすく理解しやすいファイル（電子データ及び紙文書）保存を心掛け、フォルダ内の整理に努めること。

4 事務局職員のスキルアップについて

監査業務の充実を図るため、東京都市監査委員会等が主催する委員研修会・職員研修会・担当者ブロック会議などに積極的に参加し、スキルアップに努めること。令和7年度は、東京都市監査委員会の幹事都市として研修会を主催する立場にあることから、他市の監査状況の把握及びより一層の情報交換・情報共有を図ること。

また、監査委員事務局職員として、市政全般の把握に努めるなど更なる自己研鑽に取り組むこと。

5 情報公開について

情報公開は、市民の有する権利の一つとして自治基本条例第12条においてこれを保障している。このことを確実に遂行するため、現在の市の行財政状況の監査等の結果全てを市のホームページに掲載し、監査結果の透明性を図ること。